

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2025 年 9 月

米国最新法律情報 No.151

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.32

輸出管理の透明性向上による米国優位維持法 ～米国政府の監督強化～

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士・ニューヨーク州弁護士 伊佐次 亮介

ニューヨーク州弁護士 木原 慧人アンドリュー

はじめに

2025 年 8 月 19 日、トランプ大統領は「輸出管理の透明性向上による米国優位維持法」(Maintaining American Superiority by Improving Export Control Transparency Act、以下「ECTA」といいます。)に署名し^{1, 2}、2018 年輸出管理改革法(Export Control Reform Act of 2018)の一部を改正し、米国商務省産業安全保障局(the U.S. Department of Commerce's Bureau of Industry and Security、以下「BIS」といいます。)に対し、輸出許可申請の状況等をまとめた報告書を毎年議会へ提出することを義務づけることとしました。従来、BIS は自主的な情報提供を行っていたものの、ECTA により制度的かつ義務的な報告体制が構築されることとなるため、今後は輸出許可の発行状況について義務的な情報公開を通じて一定の透明性が確保されることとなります。従来より、米国議会では、米国からの技術流出のリスクに対処するため輸出管理規則を積極的に活用し、かつ、執行措置の状況を積極的に監視しようとする姿勢が超党派で高まっており、ECTA はそのような流れを象徴したものであるといえます。

本ニュースレターでは、ECTA の概要および実務的な影響についてご紹介します。

ECTA の概要

ECTA により、BIS は、2026 年 8 月 19 日までに、議会の特定の委員会に対して初回の報告書を提出することが義務づけられ、その後も少なくとも年一回の報告書の提出が義務づけられます。各報告書においては、“Covered Entities”に対する EAR 対象品目の輸出・再輸出・国内移転に関して処理されたすべての輸出許可申請等の詳細を記載することが求められており、具体的には以下の項目が報告対象とされています。また、“Covered Entities”に関する申請全体の統計情報の提出も求められていますが、当該統計情報を除き、報告書の内容は原則として公開されないこととされています。なお、“Covered Entity”とは、①中国、ロシア、シリア等のカントリー・グループ「D:5」

¹ <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/08/congressional-bill-h-r-1316-signed-into-law/>

² 50 U.S.C. 4815; <https://www.congress.gov/119/plaws/publ34/PLAW-119publ34.pdf>

の国に所在し³、かつ、②エンティティ・リスト⁴または軍事エンドユーザーリスト⁵に掲載されている主体と定義されています。

- (1) 申請者の名称
- (2) 品目の概要（ECCN 番号および規制理由を含む。）
- (3) エンドユーザーの名称および所在地
- (4) 推定取引金額
- (5) 輸出許可申請その他の承認が許可/却下されたかどうか
- (6) 申請日
- (7) 輸出管理規制遵守のためのエンドユースチェックの実施日・場所・結果

実務的な影響

半導体を中心とした先端技術のグローバルサプライチェーンにおいて重要な役割を果たす日本企業にとって、ECTA はいくつかの実務的な示唆を含んでいます。

1. 議会報告に伴う政治・レピュテーションリスクの増大

“Covered Entity”向けに EAR 対象品目を輸出・再輸出・国内移転するための輸出許可申請を行う場合、当該申請内容が報告書を通じて議会に対して詳細に報告されることとなります。そのため、特定の相手方に対する輸出等の活動が政治的論争の的となる可能性があり、自社の輸出許可申請が政治的側面からどのように見られるか、政府関係者や議会との対応を考慮する必要があります。

2. 社内における輸出管理体制の再評価

議会に対する新たな報告義務を通じて、企業側としても輸出許可申請における申請書や添付書類の正確性・完全性がこれまで以上に重要となります。記録保持や内部監査プロセスを強化し、BIS からの追加情報の要請や議会からの調査要請に迅速に対応できる体制を整備する必要があります。

3. 審査期間の長期化リスク

BIS が報告義務に対応する過程で、輸出許可審査がより厳格かつ長期間を要する可能性があります。輸出許可の取得を前提とした取引に関連する企業としては、サプライチェーン計画や顧客との契約条件に余裕を持たせ、調整コストを最小化することが重要と考えられます。

今後に向けて

ECTA を通じて、短期的には、“Covered Entity”を相手方とする許可申請にかかる BIS の審査プロセスがより厳格化することが予想されるため、当該申請を行う企業はコンプライアンスのための追加的な負担や時間的コストに直面する可能性があります。また、議会が輸出許可の詳細なデータを閲覧できるようになることで、規制の抜け穴や特定の技術・エンドユーザーへの規制強化を求める立法措置が今後さらに提起される可能性も考えられます。

上記のとおり、ECTA における“Covered Entity”の定義は一定程度限定されているため、ECTA の直接的な影響を被る企業の範囲は必ずしも大きくならないとも考えられます。もっとも、日本企業としては、米国議会による輸出管理への関与が強化される準備が着々と進められている状況が広がっていることを認識したうえで、早期に輸出

³ <https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C/part-740/appendix-Supplement%20No.%201%20to%20Part%20740>

⁴ <https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C/part-744/appendix-Supplement%20No.%204%20to%20Part%20744>

⁵ <https://www.federalregister.gov/documents/2020/12/23/2020-28052/addition-of-military-end-user-meu-list-to-the-export-administration-regulations-and-addition-of>

管理のコンプライアンス体制を強化し、政治的・法的環境の変化に柔軟に対応する準備を整えておくことが重要と考えられます。

2025 年 9 月 24 日

[執筆者]

**塚本 宏達**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。IBA Diversity and Equality Law Committee の Senior Vice Chair (2024 年)。

**伊佐次 亮介** (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士)

ryosuke_isaji@noandt.com

2012 年東京大学法学部卒業。2014 年東京大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., James Kent Scholar)。2022 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

国内外の M&A、TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野の取引・紛争を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

木原 慧人アンドリュー (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP ニューヨーク州弁護士)

andrew-keito_kihara@noandt.com

2022 年 William & Mary Law School 修了。国際法を専攻し、J.D. (Juris Doctor) を取得。卒業後、長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィスに入所し、主に国際案件 (国際取引、セキュリティ規制、訴訟等) に携わっている。ロースクール入学前はコーネル大学にて応用経済学士号を取得。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600 名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所として、企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供しています。東京、ニューヨーク、上海、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及びロンドンに拠点を構え、多種多様なニーズに迅速かつきめ細やかに対応する体制を整えており、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。(*提携事務所)

NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。よろしくお願いいたします。